

# 議案参考資料（新旧対照）

（議案第45号～第50号）

川越市議会第3回定例会

令和8年6月2日開会



## 議 案 参 考 資 料 目 次

議案第 4 5 号	川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 4 6 号	川越市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 4 7 号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて・・・	1 0
議案第 4 8 号	川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	2 1
議案第 4 9 号	川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	2 4
議案第 5 0 号	川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	2 6



議案第45号参考資料

川越市税条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 1 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。以下_____同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 1 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の</p>

控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(ロ)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

### (1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。\_\_\_\_\_。）の氏名

### (3)及び(4) 略

## 2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に

控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(ロ)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

### (1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、\_\_\_\_\_合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

### (3)及び(4) 略

## 2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に

規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

## 6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を

規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

## 6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名

受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に規定する金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に \_\_\_\_\_ 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する \_\_\_\_\_ ことができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 \_\_\_\_\_ において準用する令第8条の2の2

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項 \_\_\_\_\_ 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 \_\_\_\_\_ 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 \_\_\_\_\_ 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 \_\_\_\_\_ 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3 \_\_\_\_\_ において準用する令第8条の2の2

に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円\_\_\_\_\_、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後\_\_\_\_\_の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条

に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地\_\_\_\_\_にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年\_\_\_\_\_までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条

の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 1～4 略

5 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市

の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項\_\_\_\_\_に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 1～4 略

町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

10 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

13～24 略

25 固定資産税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 都市計画税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 1 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅

5～16 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 1 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅

地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略



## 議案第47号参考資料

## 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>第1条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格)</p> <p>第15条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）<u>第5条の2の8第1項</u>に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第5号において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 1及び2 略</p> <p><u>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに</u></p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格)</p> <p>第15条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）<u>第5条の2の8</u>に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第5号において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 1及び2 略</p>

該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び附則第9項において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、第6項又は第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（保育所の職員配置に係る特例）

- 4 第20条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び附則第9項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第3項又は附則第6項若しくは第7項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 8 前2項の規定を適用するときは、これらの規定の適用がないものとした場合における第20条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上の保育士（同条第3項又は附則第4項若しくは前2項 \_\_\_\_\_の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）を置かなければならない。
- 9 第20条第3項及び附則第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（保育所の職員配置に係る特例）

- 4 第20条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項 \_\_\_\_\_ において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 8 前2項の規定を適用するときは、これらの規定の適用がないものとした場合における第20条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項、第6項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く \_\_\_\_\_。）を置かなければならない。

第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(職員の数等)

第5条 1及び2 略

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1)～(4) 略	
備考	
(1)～(4) 略	
(5) <u>第1号に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	

4及び5 略

附 則

第8条 第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、1人

(職員の数等)

第5条 1及び2 略

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1)～(4) 略	
備考	
(1)～(4) 略	

4及び5 略

附 則

第8条 第5条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、1人

に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 2 略

第9条 第5条第3項の表備考第5号又は前3条の規定により同表備考第1号 \_\_\_\_\_ に規定する者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合における当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第10条 第5条第3項の表備考第5号及び附則第8条第1項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に規定する者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 第11条 略

## 第3条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（職員）

### 第29条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条及び次条において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 2 略

第9条 前3条 \_\_\_\_\_ の規定により第5条第3項の表備考第1号に規定する者を \_\_\_\_\_ 小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合における当該 \_\_\_\_\_ 小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

## 第10条 略

（職員）

### 第29条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 \_\_\_\_\_ を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第31条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第44条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第47条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規

（職員）

第44条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第47条 1及び2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。



理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

- 6 第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下\_\_\_\_\_「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合における同欄に掲げる者の総数は、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第6条第6項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項～前項 略		

- 8 第6条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

附 則

- 6 第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合における同欄に掲げる者の総数は、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項～前項 略

## 附 則

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める保育所における満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る保育士の数についての川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「条例」という。）第20条第2項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項中「15人」とあるのは、「20人」とする。
- 3 保育士の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める保育所における満4歳以上の幼児に係る保育士の数についての条例第20条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「25人」とあるのは、「30人」とする。

## 第6条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

## 附 則

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める幼保連携型認定こども園における満4歳以上の園児に係る職員の数についての川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「条例」という。）第5条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表第1号中「25人」とあるのは、「30人」とする。
- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める幼保連携型認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児に係る職員の数についての条例第5条第3項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表第2号中「15人」とあるのは、「20人」とする。

## 附 則

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める保育所に係る改正後の
- 第20条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

## 附 則

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める幼保連携型認定こども園に係る改正後の
- 第5条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表第1号中「25人」とあるのは「30人」と、同表第2号中「15人」とあるのは「20人」とする。

## 第7条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

### 附 則

2 保育士又は保育従事者（川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この項及び次項において「条例」という。）第31条第1項に規定する保育従事者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める小規模保育事業所A型（条例第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。）、小規模保育事業所B型（条例第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。）、保育所型事業所内保育事業所（条例第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）及び小規模型事業所内保育事業所（条例第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。）（次項において「小規模保育事業所A型等」という。）における満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育士又は保育従事者の数についての条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは、「20人」とする。

3 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める小規模保育事業所A型等における満4歳以上の児童に係る保育士又は保育従事者の数についての条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、当分の間、条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは、「30人」とする。

### 附 則

2 保育士又は保育従事者（川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する保育従事者をいう \_\_\_\_\_。）の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める小規模保育事業所A型（同条例第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。）、小規模保育事業所B型（同項 \_\_\_\_\_ に規定する小規模保育事業所B型をいう。）、保育所型事業所内保育事業所（同条例第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。）及び小規模型事業所内保育事業所（同条例第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。）に係る改正後の同条例（以下「新条例」という。） \_\_\_\_\_ 第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、当分の間、新条例 \_\_\_\_\_ 第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

## 第8条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

### 附 則

- 2 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める認定こども園（川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（以下この項及び次項において「条例」という。）第1条に規定する認定こども園をいう。同項において同じ。）における満4歳以上の園児に係る職員の数についての条例第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表満4歳以上の園児の項中「25人」とあるのは、「30人」とする。
- 3 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児に係る職員の数についての条例第5条第1項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは、「20人」とする。

### 附 則

- 2 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める認定こども園（川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第1条 \_\_\_\_\_ に規定する認定こども園をいう。）に係る改正後の \_\_\_\_\_ 第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表満4歳以上の園児の項中「25人」とあるのは「30人」と、同表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは「20人」とする。

議案第48号参考資料

川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行																						
<p>(市立保育所における乳児等通園支援保育料)</p> <p>第7条 市長は、市立保育所において<u>乳児等支援給付認定子どもに特定乳児等通園支援</u></p> <hr/> <p>_____を提供したときは、当該<u>乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者</u>又は扶養義務者から乳児等通園支援保育料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">保育料額表</p> <p>1 3歳未満児</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の当該子どもが 属する世帯の階層区分</th> <th style="text-align: center;">保育料額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層</th> <th style="text-align: center;">定義</th> <td style="text-align: center;">上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A～D<sub>18</sub> 略</td> </tr> </table> <p>2 3歳以上児</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">保育料額（月額）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p>	各月初日の当該子どもが 属する世帯の階層区分		保育料額（月額）	階層	定義	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合	A～D <sub>18</sub> 略		保育料額（月額）	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合	略	<p>(市立保育所における乳児等通園支援保育料)</p> <p>第7条 市長は、市立保育所において<u>乳児又は幼児</u> _____に<u>乳児等通園支援事業</u>（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する<u>乳児等通園支援事業</u>をいう。）による<u>乳児等通園支援</u>（川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第9号）第2条に規定する<u>乳児等通園支援</u>をいう。）を提供したときは、当該<u>乳児又は幼児</u> _____の<u>保護者</u> _____又は扶養義務者から乳児等通園支援保育料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">保育料額表</p> <p>1 3歳未満児</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の当該子どもが 属する世帯の階層区分</th> <th style="text-align: center;">保育料額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層</th> <th style="text-align: center;">定義</th> <td style="text-align: center;">上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A～D<sub>18</sub> 略</td> </tr> </table> <p>2 3歳以上児</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">保育料額（月額）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p>	各月初日の当該子どもが 属する世帯の階層区分		保育料額（月額）	階層	定義	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合	A～D <sub>18</sub> 略		保育料額（月額）	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合	略
各月初日の当該子どもが 属する世帯の階層区分		保育料額（月額）																					
階層	定義	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合																					
A～D <sub>18</sub> 略																							
保育料額（月額）																							
上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合																							
略																							
各月初日の当該子どもが 属する世帯の階層区分		保育料額（月額）																					
階層	定義	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合																					
A～D <sub>18</sub> 略																							
保育料額（月額）																							
上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合																							
略																							

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。

(5)及び(6) 略

(7) 保育料算定所得割の額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は児童福祉法\_\_\_\_\_第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。

(5)及び(6) 略

(7) 保育料算定所得割の額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

(8) 略

2～7 略

別表第4（第7条関係）

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分		乳児等通園支援保育料（1時間につき）
階層	定義	
A	略	
B	A階層を除き、市町村民税の非課税世帯	100
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その保育料算定所得割の額が77,101円未満である世帯	100
D	A階層からC階層までを除き、要支援児童等養育世帯等	100
E	略	

備考

1及び2 略

3 この表において「要支援児童等養育世帯等」とは、乳児等通園支援を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもを養育する世帯その他市長が特に必要と認める世帯をいう。

(8) 略

2～7 略

別表第4（第7条関係）

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分		乳児等通園支援保育料（1時間につき）
階層	定義	
A	略	
B	A階層を除き、市町村民税の非課税世帯	60
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その保育料算定所得割の額が77,101円未満である世帯	90
D	A階層及びC階層を除き、要支援児童等養育世帯等	150
E	略	

備考

1及び2 略

3 この表において「要支援児童等養育世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) 要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。）又は要保護児童（同条第8項に規定する要保護児童をいう。）を養育する世帯
- (2) 前号に掲げる世帯のほか、当該児童及びその保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、市長が乳児等通園支援保育料を軽減することが適当であると認める世帯

## 議案第49号参考資料

## 川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第4条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるもの(政令第29条の9各号に掲げる区域又は用途地域が定められている土地の区域における開発行為を除く。)とする。</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 本市又は本市に隣接する市町の市街化調整区域に20年以上居住する親族(3親等内のものに限る。以下このイにおいて同じ。)を有する者が、既存の集落において自己又は自己の親族が所有する土地において行う開発行為</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 区域区分日前から建築物の敷地である土地(第3号に規定する土地を除く。)において建築基準法別表第2(3)項に掲げる建築物(共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム及び公衆浴場を除く。)を建築する目的で行う開発行為</p> <p>(9) <u>本市が法第18条の2第1項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針に即して、規則で定めるところにより、市長が予定建築物の用途に限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為</u></p>	<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第4条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるもの(政令第29条の9各号に掲げる区域又は用途地域が定められている土地の区域における開発行為を除く。)とする。</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 本市又は本市に隣接する市町の市街化調整区域に20年以上居住する親族_____を有する者が、既存の集落において自己又は自己の親族が所有する土地において行う開発行為</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 区域区分日前から建築物の敷地である土地_____において建築基準法別表第2(3)項に掲げる建築物(共同住宅、寄宿舎、下宿、老人ホーム及び公衆浴場を除く。)を建築する目的で行う開発行為</p>

2 市長は、前項第9号の規定により土地の区域を指定したとき、又は当該土地の区域を変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(政令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第5条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるもの（政令第29条の9各号に掲げる区域又は用途地域が定められている土地の区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更若しくは第一種特定工作物の新設を除く。）とする。

(1) 前条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(2) 前条第1項第9号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更

(3)及び(4) 略

(政令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第5条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるもの（政令第29条の9各号に掲げる区域又は用途地域が定められている土地の区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更若しくは第一種特定工作物の新設を除く。）とする。

(1) 前条第1号 から第6号まで及び第8号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(2)及び(3) 略

## 議案第50号参考資料

## 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>教育総務部教育総務課及び</u>学校教育部学校管理課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、_____学校教育部学校管理課において処理する。</p>